

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

令和6年12月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 2400214 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (厚) 第 2400044 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成20年12月26日は6万9,000円、平成21年7月22日は14万3,000円、同年12月18日は15万3,000円、平成22年7月29日は14万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月26日、平成21年7月22日、同年12月18日及び平成22年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月26日、平成21年7月22日、同年12月18日及び平成22年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成20年12月26日は7万2,000円、平成21年7月22日は14万9,000円、同年12月18日は16万4,000円、平成22年7月29日は15万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月26日、平成21年7月22日、同年12月18日及び平成22年7月29日の訂正後の標準賞与額（上記1に係る訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成22年12月15日の標準賞与額を5万円から13万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月15日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月15日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のA社における平成22年12月15日の標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月15日の訂正後の標準賞与額（上記3に係る訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 26 日
② 平成 21 年 7 月 22 日
③ 平成 21 年 12 月 18 日
④ 平成 22 年 7 月 29 日
⑤ 平成 22 年 12 月 15 日

請求期間①から④までについて、厚生年金保険の記録では、A社に係る被保険者記録のうち、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

請求期間⑤について、A社から、当該期間に標準賞与額 14 万 7,000 円の賞与の支払を受けていたが、厚生年金保険の記録では、平成 22 年 12 月 20 日に標準賞与額 5 万円の賞与の支払を受けたとする記録となっている。

請求期間①から⑤までに係る賞与支給明細書(写)を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から④までについて、請求者から提出されたA社に係る賞与支給明細書(写)(以下「賞与支給明細書」という。)により、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 6 万 9,000 円、請求期間②は 14 万 3,000 円、請求期間③は 15 万 3,000 円、請求期間④は 14 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 12 月 26 日、平成 21 年 7 月 22 日、同年 12 月 18 日及び平成 22 年 7 月 29 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から④までについて、賞与支給明細書により、請求者は、請求期間①に7万2,000円、請求期間②に14万9,000円、請求期間③に16万4,000円、請求期間④に15万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが認められることから、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額を、請求期間①は7万2,000円、請求期間②は14万9,000円、請求期間③は16万4,000円、請求期間④は15万7,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①から④までの訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑤について、賞与支給明細書により、請求者は当該期間において、A社から14万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から13万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、請求者の平成22年12月の賞与について、オンライン記録によると、同年12月15日には賞与に係る記録がなく、同年12月20日に標準賞与額5万円として記録されていることが確認できるところ、請求期間当時の代表取締役は、同一月に賞与を2回支払うことはない旨陳述しており、事業主も当該代表取締役の陳述のとおりであったと思われる旨陳述していることを踏まえると、請求者の同年12月に係る賞与支払年月日については、同年12月15日とすることが妥当である。

以上のことから、請求者の請求期間⑤に係る賞与支払額に基づく標準賞与額（14万7,000円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（13万5,000円）は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る月の標準賞与額（5万円）をいずれも超えていることが認められる。

また、請求期間⑤の標準賞与額については、上記1の厚生年金特例法に基づく認定方法により、賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月15日の賞与について、請求者の請求内容どおりの賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、日本年金機構から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）に記載された請求者の賞与支払年月日（平成22年12月20日）及び標準賞与額（5万円）がオンライン記録とそれぞれ一致することから、当該期間に係る賞与について、事業主からオンライン記録どおりの賞与支払年月日及び標準賞与額として賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成22年12月15日の賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事

業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間⑤について、賞与支給明細書により、請求者は当該期間において、14万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑤の訂正後の標準賞与額（上記3の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。